

# 第3次音更町地球温暖化対策実行計画

平成30年度～令和4年度

平成31年1月

音 更 町

# 目 次

第1章 実行計画の基本事項	1
1 計画策定の背景	
2 計画の目的	
3 計画期間及び基準年度	
4 次期計画の策定期間	
5 計画の対象範囲	
第2章 これまでの実行計画の取組結果	4
1 計画の概要	
2 取組み結果	
第3章 温室効果ガス総排出量の現状	6
1 温室効果ガスの種類と排出源	
2 温室効果ガスの排出状況	
第4章 温室効果ガスの削減目標	9
第5章 目標達成に向けた取組	10
1 省資源・省エネルギーの推進	
2 資源の有効利用	
3 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	
4 環境に配慮した施設等の整備	
5 意識改革等の取組	
第6章 実行計画の推進体制と進行管理、実施状況の公表	14
1 実行計画の推進体制	
2 実行計画の進行管理・見直し	
3 実施状況の公表	

# 第1章 実行計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、これに伴って、太陽からの日射と地表面から放射する熱のバランスが崩れ、地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化の影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなど熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害を及ぼします。

地球温暖化対策に関する国際的な動きとしては、1997年（平成9年）に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において、温室効果ガスの削減目標を掲げた「京都議定書」が採択され、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの期間中に、基準年である1990年（平成2年）のレベルから先進国全体の温室効果ガス排出量を5%（我が国は6%）削減する目標が定められました。

その後においては、2015年（平成27年）12月に国連気候変動枠組条約21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国の地球温暖化対策の取り組みとしては、1998年（平成10年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められ、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられました。

また、2016年（平成28年）には、地球温暖化対策計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年（令和12）度に2013年（平成25）度比で26%（地方公共団体の事務事業は部門別として40%）削減とする目標が掲げられ、地球温暖化対策に関する取り組みは以前にも増して重要なものとなってきています。

## 2 計画の目的

本計画は、法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)として策定するものです。

第2次の実行計画の計画期間が平成29年度をもって終了したことに伴い、引き続き、第3次実行計画を策定し、町が率先して自ら排出する温室効果ガスの更なる削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 (略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

11～12 (略)

## 3 計画期間及び基準年度

本計画は、基準年度を2013(平成25)年度とし、計画期間は2018(平成30)年度から2022(令和4)年度までの5年間とします。なお、国の地球温暖化対

策計画における長期削減目標達成を考慮し、2030（令和12）年度の削減目標値を設定します。

#### 4 次期計画の策定期期

次期計画の策定期期は、本計画期間の最終年次において、それまでの計画期間における温室効果ガス削減状況を踏まえて策定することとします。

#### 5 計画の対象範囲

本計画の対象は、役場庁舎のほか、小・中学校、体育施設、文化施設等の町が所有し管理するすべての公共施設及び公用車並びに町が行うすべての事務・事業（以下「対象施設等」という。）とします。

課 等	対 象 施 設 等
財政課	旧公民館
総務課	役場庁舎
町民課	コミュニティセンター等、地域会館
環境生活課	火葬場、霊園、街路灯
木野支所	町民センター
子ども福祉課	保育園、へき地保育所
保健課	保健センター
高齢者福祉課	地域包括支援センター、ふれあい住宅、老人健康増進センター
農政課	家畜集出荷センター、林間広場
産業連携課	ふれあい交流館、特産センター
商工観光課	十勝川温泉ガイドセンター、公衆トイレ、プロSPA6公共部分
土地改良課	鎮錬ファームポンド、十勝頭首工
土木課	道路（ロードヒーティングを含む）、公園
上下水道課	簡易水道施設
学校教育課	小・中学校、車両センター
生涯学習課	地区公民館、農村環境改善センター、集団研修施設
文化センター	文化センター
図書館	図書館
スポーツ課	中央公園、軽スポーツセンター、パークゴルフ場、サッカー場

## 第2章 これまでの実行計画の取組結果

### 1 計画の概要

#### (1) 第1次実行計画

- ・計画期間 平成20年度から平成24年度まで（5年間）
- ・基準年度 平成18年度
- ・対象範囲 町が所有・管理する全ての公共施設、公用車及び事務・事業
- ・対象温室効果ガス 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ・削減目標 目標年度（平成24年度）における温室効果ガス排出量を5%削減

#### (2) 第2次実行計画

- ・計画期間 平成25年度から平成29年度まで（5年間）
- ・基準年度 平成18年度
- ・対象範囲 第1次実行計画に同じ
- ・対象温室効果ガス 第1次実行計画に同じ
- ・削減目標 目標年度（平成29年度）における温室効果ガス排出量を6%削減

### 2 取組結果

(単位：kg-CO<sub>2</sub>)

	年 度	総排出量	増減量	増減率	削減目標
	平成18年度	9,353,922	—	—	基準年度
第 1 次 計 画	平成20年度	9,448,786	94,864	1.01%	
	平成21年度	10,418,941	1,065,019	11.39%	
	平成22年度	8,779,271	▲ 574,651	▲ 6.14%	
	平成23年度	8,182,199	▲ 1,171,723	▲ 12.53%	
	平成24年度	9,047,787	▲ 306,135	▲ 3.27%	5.0%
第 2 次 計 画	平成25年度	10,269,094	915,172	9.78%	
	平成26年度	8,879,709	▲ 474,213	▲ 5.07%	
	平成27年度	8,539,216	▲ 814,706	▲ 8.71%	
	平成28年度	8,637,929	▲ 715,993	▲ 7.65%	
	平成29年度	8,904,633	▲ 449,289	▲ 4.80%	6.0%

### (1) 第1次実行計画

目標年度（平成24年度）の温室効果ガス総排出量は、基準年度（平成18年度）と比較して、3.27%の削減となり、削減目標の5%には達しませんでした。平成22年度、平成23年度はそれぞれ6.14%、12.53%の削減となり、削減目標を上回っています。

### (2) 第2次実行計画

目標年度（平成29年度）の温室効果ガス総排出量は、基準年度（平成18年度）と比較して、4.80%の削減となり、削減目標の6%には達しませんでした。平成27年度、平成28年度はそれぞれ8.71%、7.65%の削減となり、削減目標を上回っています。

第1次及び第2次実行計画期間において、温室効果ガスの99%以上を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は、燃料種別のなかで電気の使用による排出分が最も大きく、電気事業者の排出係数の変動により二酸化炭素の排出量が大きく影響を受けてしまいます。

平成29年度は電気使用量が基準年度より15.78%減少させておりますが、電気事業者における排出係数により結果として温室効果ガス削減効果が半減したものです。

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止により、電力不足を火力発電量の増加により補っているため、電気事業者における排出係数は悪化の傾向が続いています。

年度	電力会社	電気使用量 (kwh)	排出 係数	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	電気使用量 H18比較	二酸化炭素排出量 H18比較
H18	A社	9,126,460	0.479	4,371,574	—	—
H29	A社	4,099,493	0.632	2,590,880		
	B社	3,586,887	0.599	2,148,545		
	計	7,686,380		4,739,425	▲15.78%	8.41%

※平成18年度と平成29年度を比較して、電気使用量は15.78%減少させていますが、排出係数により結果として二酸化炭素排出量が8.41%増加しています。

### 第3章 温室効果ガス総排出量の現状

#### 1 温室効果ガスの種類と排出源

本計画の対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に掲げられている6種類のガスのうち、次に掲げるものとします。

温室効果ガス種類	主な排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	石油、石炭等の化石燃料の燃焼 化石燃料により得られた電気等の消費等
メタン (CH <sub>4</sub> )	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜の腸内発酵、下水処理等
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫、カーエアコン等の使用、スプレー製品の噴射等

#### 2 温室効果ガスの排出状況

基準年度（平成25年度）の対象施設等における温室効果ガスの排出量は次のとおりです。

##### (1) 二酸化炭素排出量

項目	活動量	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	47,453 ℓ	110,091.0
灯油	225,751 ℓ	636,820.0
軽油	16,341 ℓ	42,159.8
A重油	1,292,629 ℓ	3,503,024.6
液化石油ガス	19,256m <sup>3</sup>	57,168.0
電気	8,591,760kWh	5,911,130.9
総排出量		10,260,394.3

##### (2) メタン排出量

項目	活動量	排出量 (kg-CH <sub>4</sub> )
自動車走行距離	680,702 km	9.4
下水処理量	90,250m <sup>3</sup>	79.4
総排出量		88.8



(3) 一酸化二窒素排出量

項目	活動量	排出量 (kg-N <sub>2</sub> O)
自動車走行距離	680,702 km	16.6
総排出量		16.6

(4) ハイドロフルオロカーボン排出量

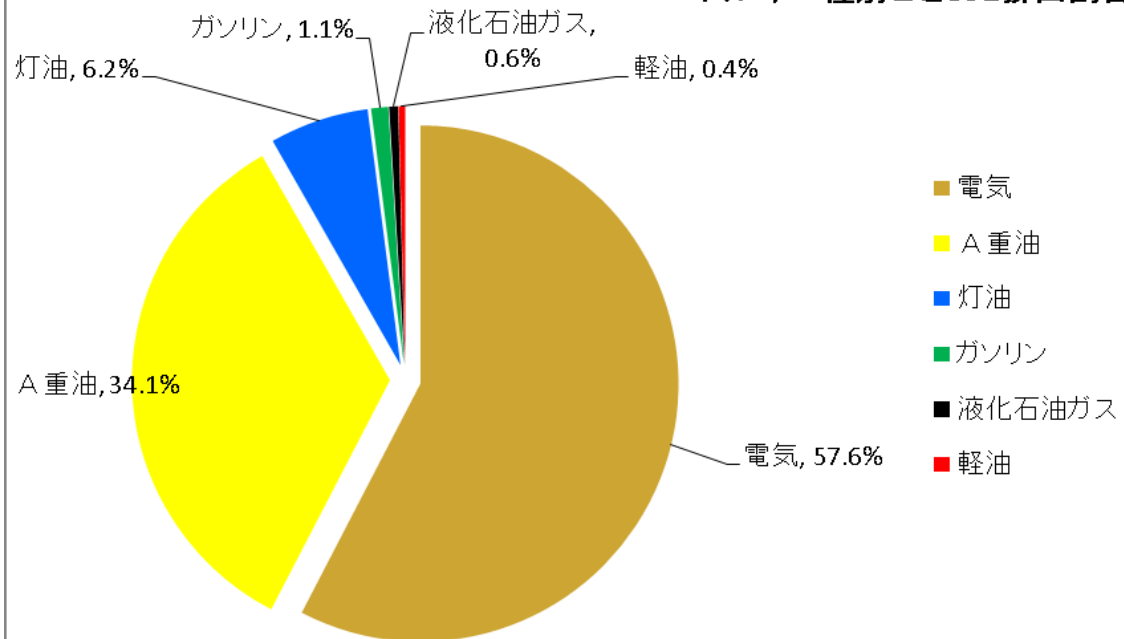
項目	活動量	排出量 (kg-HFC)
カーエアコン	86 台	1.3
総排出量		1.3

温室効果ガスは、その種類により、地球温暖化に対する効果の度合いが異なるため、二酸化炭素を「1」として表した各温室効果ガスの「地球温暖化係数」をそれぞれの排出量に乗じて求めた数量を総排出量とします。この地球温暖化係数により算出した総排出量（二酸化炭素換算排出量）は次のとおりです。

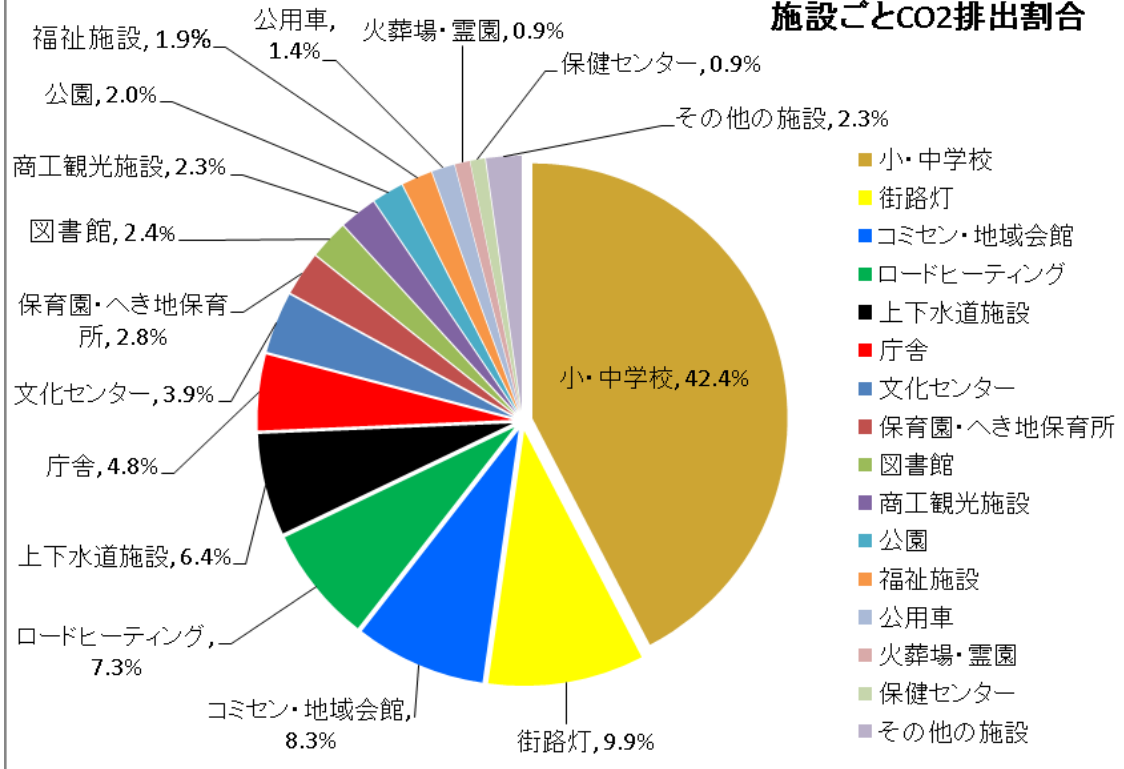
※地球温暖化係数は平成25年度の数値を使用

温室効果ガスの種類	排出量 (A)	地球温暖化係数 (B)	総排出量（二酸化炭素換算排出量） (C = A × B)
二酸化炭素	10,260,394.3 kg-CO <sub>2</sub>	1	10,260 t-CO <sub>2</sub>
メタン	88.8 kg-CH <sub>4</sub>	21	2 t-CO <sub>2</sub>
一酸化二窒素	16.6 kg-N <sub>2</sub> O	310	5 t-CO <sub>2</sub>
ハイドロフルオロカーボン	1.3 kg-HFC	1,300	2 t-CO <sub>2</sub>
総排出量			10,269 t-CO <sub>2</sub>

基準年度(平成25年度)の  
エネルギー種別ごとCO2排出割合



基準年度(平成25年度)の  
施設ごとCO2排出割合



## 第4章 温室効果ガスの削減目標

国は、地球温暖化対策計画において、地方公共団体の事務事業に該当する「業務その他部門」の削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて40%削減としています。

よって、この計画における削減目標は、国の地球温暖化対策計画に則し、2030（令和12）年度までの40%削減を念頭に置き計画設定します。

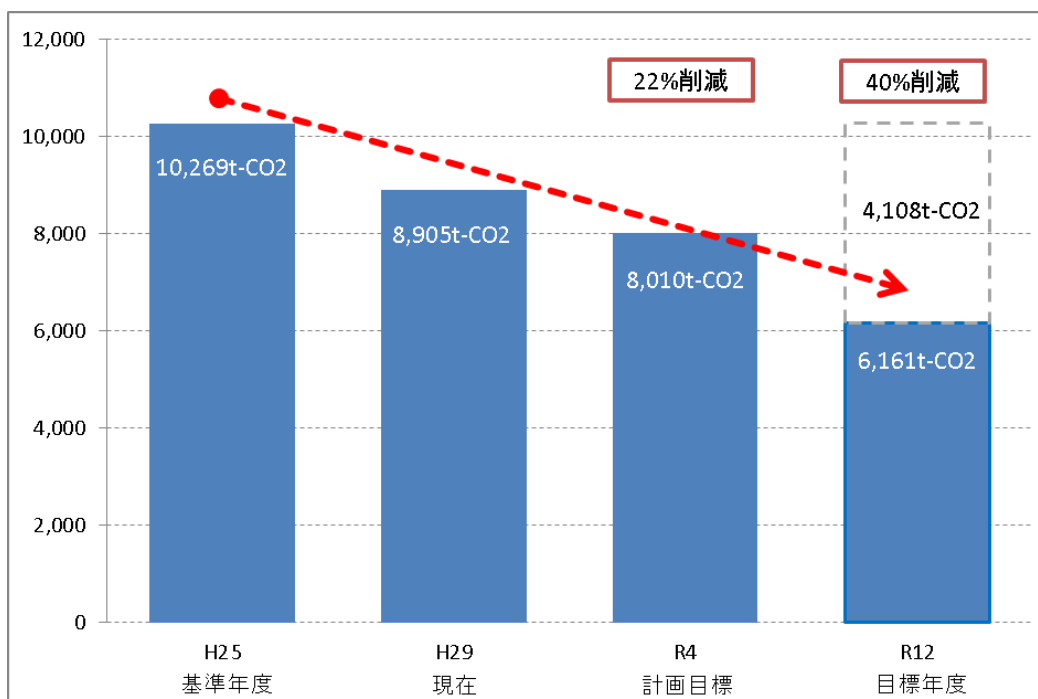
基準年度の温室効果ガス排出量は、10,269t-CO<sub>2</sub>であったことから2030年度までに40%削減するためには、基準年度から4,108t-CO<sub>2</sub>の削減が必要となり、毎年の削減率に換算すると2.4%の削減が必要となります。

○2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標

基準年度 2013（平成25）年度より40%削減

$$10,269\text{t-CO}_2 \times 40\% = 4,108\text{t-CO}_2$$

本計画目標年度2022（令和4）年度における削減目標は、年2.4%の削減率を勘案し**22%削減**に努めます。



## 第5章 目標達成に向けた取組

温室効果ガスの削減目標を達成するためには、すべての部署において、様々な取組を一斉に進める必要があります。

### 1 省資源・省エネルギーの推進

#### (1) 電気使用量の削減

- ア 昼休み及び退庁時の不要な照明の消灯及びパソコン、プリンターその他電気製品の電源の切断に努めます。
- イ 会議室、給湯室、トイレ等の電灯、暖房器等は、必要ときだけ使用します。
- ウ 日中は窓際を消灯するなど、利用箇所の明るさに応じて必要な箇所のみ点灯に心がけます。
- エ 自動ドア及びエレベーターの使用を自粛します。
- オ パソコン、コピー機等のOA機器の省電力機能を活用するとともに、更新時にはエネルギー消費効率の高い製品を選択します。
- カ ノー残業デーを徹底します。
- キ 街路灯及び防犯灯の省エネ化を進めます。

#### (2) 燃料使用量の削減

- ア 冬期間の暖房については、適正な温度管理を行います。
- イ ブラインド、カーテン等の利用により暖気の窓からの放出防止を図ります。
- ウ クールビズ・ウォームビズを推進します。
- エ 燃料使用量を常に把握し、管理を徹底します。

#### (3) 公用車燃料の削減

- ア 低公害車や低燃費車の導入を推進し、優先的に利用します。
- イ 急発進・急加速やアイドリングの禁止、不要な荷物の不積載等環境に配慮した運転を行います。
- ウ 公用自転車の利用を一層推進します。
- エ タイヤ空気圧の調整、黒煙排出状況の点検等車両整備に努めます。
- オ 公用車走行ルート合理化、相乗りの励行等、公用車の効率的利用を図ります。
- カ 公用車燃料の使用量を常に把握し、管理を徹底します。

## 2 資源の有効利用

### (1) 環境に優しい製品の利用促進

- ア コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパー等の紙製品については、再生紙の使用に努めます。
- イ トナーカートリッジ、事務用プラスチックファイル等は、再生材料から作られたものを使用するよう努めます。
- ウ 商品を購入する場合は、簡易包装又は未包装の状態での購入に努めます。
- エ 洗剤、文具等は、詰め替え可能な製品の購入に努めます。

### (2) 用紙類の使用量削減

- ア 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図ります。
- イ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図ります。
- ウ ミスコピー等をできる限りなくすとともに、用紙の表裏両面の利用に努めるなど、コピー、印刷用紙の使用枚数の抑制を図ります。
- エ 庁内LANの電子メール、掲示板等を積極的に活用するとともに、電子決裁システムを検討します。
- オ 使用済封筒の再使用に努めるとともに、会議等での封筒配布を見直すなど、封筒使用の抑制を図ります。
- カ ペーパータオル等使い捨て製品の使用を自粛します。
- キ 用紙類の使用量を常に把握し、管理を徹底します。

### (3) 水使用量の抑制

- ア 節水バルブ、節水コマの使用、流水擬音発生装置の設置などにより、水道使用量の抑制を図ります。
- イ 日常的な節水を励行し、水漏れ点検を徹底します。
- ウ 公用車の洗車方法の改善等により水使用量の抑制を図ります。
- エ 耐用年数を考慮した節水型製品へ更新します。
- オ 水使用量を常に把握し、管理を徹底します。

### 3 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

- ア 用紙類の使用量を削減するとともに、できる限り再利用に努め、廃棄される用紙類の減量を進めます。
- イ 資源回収ボックス等の適切な設置により分別収集を徹底し、廃棄物の減量化及び再資源化を進めます。
- ウ 不要になった備品は、他部課等と調整し、再利用を進めます。
- エ 書類のファイル、フォルダーは、繰り返して使用します。

### 4 環境に配慮した施設等の整備

#### (1) 緑化の推進

施設等の整備に当たっては、敷地周辺の緑化の推進と維持管理に努めます。

#### (2) 温室効果ガスの排出抑制

- ア 施設等の整備に当たっては、受注者に対し、工事関係車両から排出される温室効果ガスの抑制を促します。
- イ 設備の整備に当たっては、損失の少ない受電用変圧器の使用を促進するなど、エネルギー損失の低減を図ります。
- ウ 空調設備の整備に当たっては、その廃棄時の冷媒回収まで明確に規定し、HFCの大气中への発散の抑止を図ります。

#### (3) 水の有効利用

雨水の利用（雨水貯留）、雨水の地下浸透（透水性舗装、浸透枳等）、排水再利用設備の導入を進めるとともに、感知式洗浄弁、節水コマ、自動水栓等の節水器具の導入を進めます。

#### (4) 省エネルギー型設備等の導入

- ア 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を図ります。
- イ 自然光に配慮した照明器具の配置、トップライトの採用、自然光や風通しに配慮した部屋割り、窓の配置等により自然エネルギーの活用を図ります。
- ウ 三層ガラス、熱反射ガラス等断熱省エネルギー型建具の導入を促進します。
- エ 人感センサー、プログラマブルリモコンスイッチ、自動照度調節（昼光センサー）、

インバータ制御、タイマー制御、調光装置等の機能が付加されている省エネルギー型照明機器の導入を促進します。

オ 適用範囲に配慮したスイッチ回路、運転制御が可能な設備、ガスによる冷暖房システム、氷蓄熱式空調システム等の省エネルギー型空調設備、電力平準化設備等省エネルギー型建築設備の導入を進めます。

カ 水蓄熱システム等の深夜電力の活用を図ります。

キ 新たな施設整備や改築に際しては、高効率ヒートポンプやLED証明を率先して導入します。

#### (5) 低炭素エネルギーの調達

公共施設の電気エネルギーの調達に際しては、二酸化炭素排出係数が小さい電気事業者と積極的に契約し、低炭素化を進め温室効果ガスを削減していきます。

### 5 意識改革等の取組

ア 職員に対する地球温暖化対策に関する研修を計画的に実施し、職員の意識改革を推進します。

イ 庁内LANにより、地球温暖化対策に関する職員が実施すべき活動について、必要な情報提供を行います。

## 第6章 実行計画の推進体制と進行管理、実施状況の公表

### 1 実行計画の推進体制

温室効果ガスの削減目標を達成するため、次の体制により本計画を総合的かつ体系的に推進します。

#### (1) 推進委員会

実行計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行うため、若干名をもって組織する音更町地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。

#### (2) 推進総括者

町民生活部長を音更町地球温暖化対策実行計画推進総括者（以下「推進総括者」という。）とし、温室効果ガス削減目標達成に向けた取組を総括します。

#### (3) 推進管理者（課長等）

各課（木野支所、出納室、行政委員会事務局、文化センター及び図書館を含む。）の長を音更町地球温暖化対策実行計画推進管理者（以下「推進管理者」という。）とし、各部署における温室効果ガス削減目標達成に向けた取組を管理するとともに、状況や取組内容を把握し、所属職員等に対して、温室効果ガス削減を推進するための情報を伝え、地球温暖化対策への意識高揚を図ります。

#### (4) 事務局

音更町地球温暖化対策実行計画の推進に係る事務局を町民生活部環境生活課に置き、温室効果ガスの削減の方策に関する情報の収集及び各部署への提供、進捗状況のとりまとめなどを行うほか、推進委員会の庶務を行います。

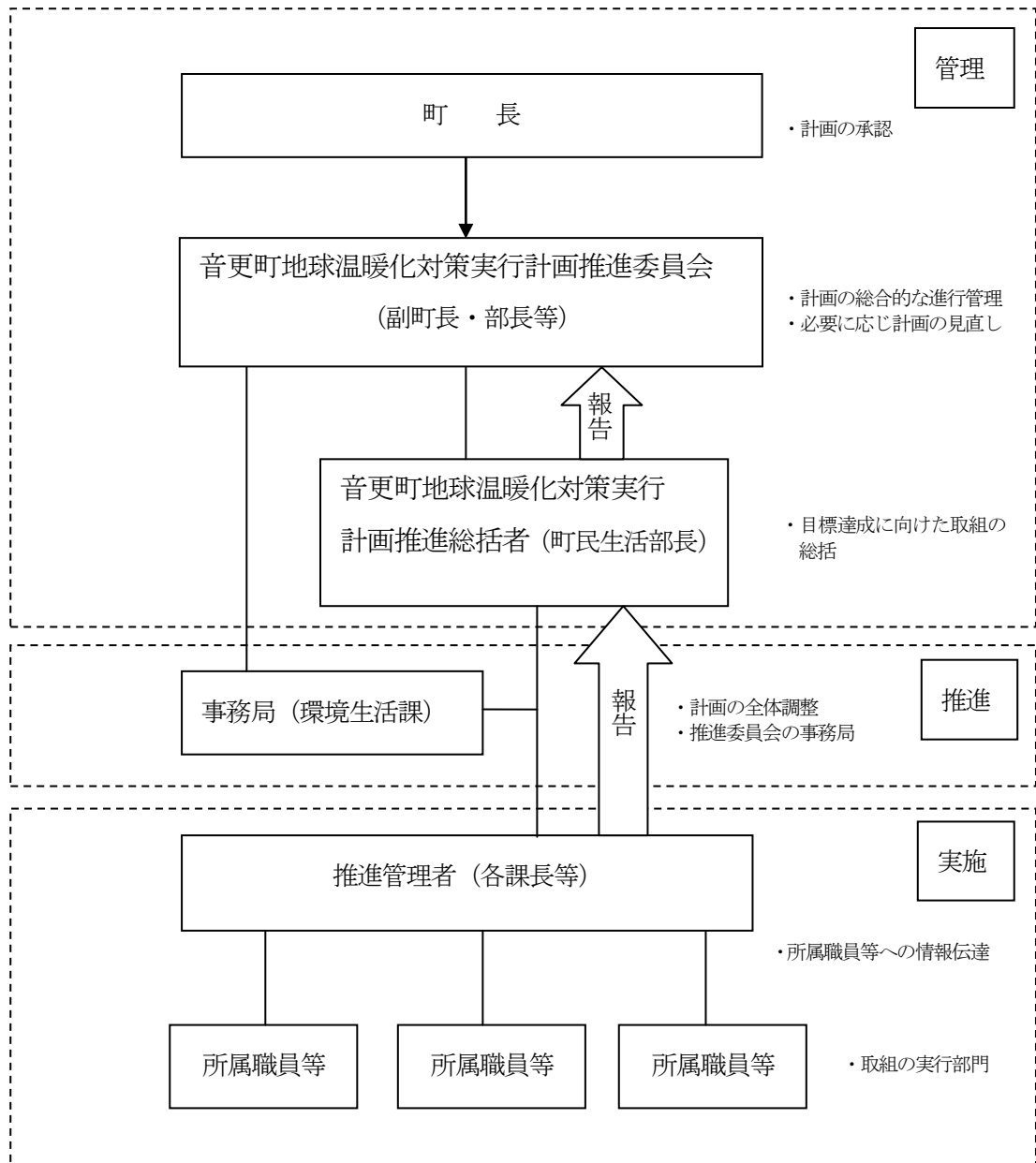
### 2 実行計画の進行管理・見直し

推進総括者は、対象施設等の温室効果ガスの排出状況や取組状況を把握するため、各推進管理者に対し定期的に実行計画の取組状況等について報告を求め、この結果を推進委員会に報告します。

推進委員会は推進総括者からの報告に基づき、実行計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて実行計画の見直しを行います。



○実行計画の推進体制を以下の図に示します。



### 3 実施状況の公表

法第21条第10項に基づき、温室効果ガスの排出量及び削減への取組状況については、毎年1回、その数値等を広報誌及びホームページ等で公表します。